商品説明書

貯蓄預金

（2026 年 1 1 月 4 日）

1. 商品名	貯蓄預金
2. ご利用いただける方	○個人のお客さま
3. お預入期間	○定めはございません。
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	 ○随時お預入いただけます。(ATMでのお預入も可能です。) ○1 円以上 ○1 円単位 ※2026 年 11 月 4 日以降に開設される口座は振込による入金はできません。
5. 払戻方法	○随時払い戻します。(キャッシュカードによるATMでの払い戻しも可能です。) ○公共料金等の自動支払いはできません。
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	 ○毎日の店頭表示の利率を適用します。金利情勢により変動します。 ○毎日の最終残高に応じて金額階層別の金利を適用します。 金額階層：30 万円以上 300 万円未満、300 万円以上 ※ただし、金利情勢によっては、金利差がない場合があります。 ○基準残高未満の場合、普通預金の利率を適用します。 ○毎年 2 月と 8 月の当行所定の日及び解約時にお支払いします。 ○毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円、1 年を 365 日とした日割により計算します。 ○お利息については、20.315％(国税 15.315％、地方税 5％)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。 障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いも可能です。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認いただけます。
7. 手数料	○キャッシュカードによるお取引は、ご利用時間・お取引内容に応じてご利用手数料がかかる場合があります。詳しくは「手数料一覧表」の「ATM・CDご利用手数料」の欄をご覧ください。
8. 付加できる解約に関する事項	○定めはございません。

北洋銀行

9. 中途解約時のお取扱い	○定めはございません。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関（金融ADR機関）が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことです。
11. その他参考となる事項	○総合口座通帳によりお預け入れいただいた場合でも、当座貸越のお取扱いはできません。 ○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 （ただし、決済用預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者につき 1,000 万円までの元金とその利息が保護されます。）